

令和3年9月30日

緊急事態宣言の解除に伴う施設の利用について

サンライフ袋井
所長 長坂 祐二

日頃よりサンライフ袋井の施設をご利用いただきありがとうございます。
す。

9月30日で新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が解除される
のに伴い、10月1日より、サンライフ袋井の施設利用が通常時間帯にな
ります。

施設利用につきましては、下記の通りとなりますので、時間のご確認をお願い
致します。

記

- ① 期間 令和3年10月1日～
- ② 対象施設 サンライフ袋井の各部屋
- ③ 利用時間 9：00～21：30

※20時以降の時間帯でのご利用も出来ます。